あしたを元気に
ソラスト

第58回 定時株主総会招集ご通知

日時

2026年６月24日（水曜日）午後２時
（受付開始：午後１時30分）

場所

東京都港区港南２-16-４
品川グランドセントラルタワー３階
「ザ・グランドホール」

議案

議案　取締役５名選任の件

株式会社ソラスト
証券コード：6197

証券コード：6197
（発送日）2026年６月８日
（電子提供措置の開始日）2026年６月１日

株主各位

東京都港区港南二丁目15番３号
株式会社ソラスト
代表取締役社長ＣＥＯ　野田　亨

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載していますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト　株主総会ページ】
https://www.solasto.co.jp/ir/stock/general/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6197/teiji/

　なお、当日ご出席されない場合は書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年６月23日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

日　　時	2026年６月24日（水曜日）午後２時（受付開始：午後１時30分）
場　　所	東京都港区港南２-16-４　品川グランドセントラルタワー３階 ザ・グランドホール （末尾の「第58回定時株主総会　会場のご案内」をご参照ください）
目的事項	報告事項 １．第58期（2025年４月１日から2026年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第58期（2025年４月１日から2026年３月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 議案　取締役５名選任の件

以　上

※当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日は電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主様は、ウェブサイトより印刷し、ご持参くださいますようお願い申しあげます。

●電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項は法令及び当社定款第14条第２項の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は、以下の事項を含む監査対象書類を監査しています。

① 事業報告のうち、以下の項目
- ・「主要拠点等」
- ・「使用人の状況」
- ・「主要な借入先の状況」
- ・「その他当社グループの現況に関する重要な事項」
- ・「株式の状況」
- ・「新株予約権等の状況」
- ・「会計監査人の状況」
- ・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

④ 「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査役会の監査報告」

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨並びに修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトの株主総会ページ及び株主総会資料　掲載ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/ir/stock/general/）

株主総会資料　掲載ウェブサイト（https://d.sokai.jp/6197/teiji/）

●ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項は株主総会資料の全文であるため、ページ番号や項番がご送付している書類と一致しておりません。予めご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の３つです。

株主総会ご出席

開催日時
2026年６月24日（水曜日）
午後２時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）

行使期限
2026年６月23日（火曜日）
午後５時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（行使期限までに到着するようご返送ください）

インターネット等

行使期限
2026年６月23日（火曜日）
午後５時30分入力完了分まで

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
（詳細は次頁をご覧ください）

書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

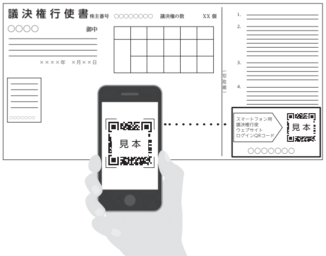

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

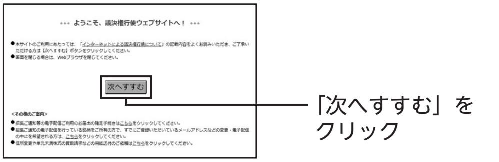

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

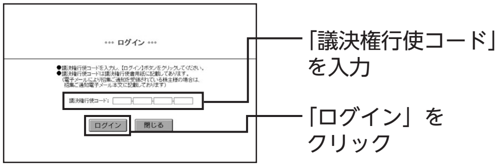

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

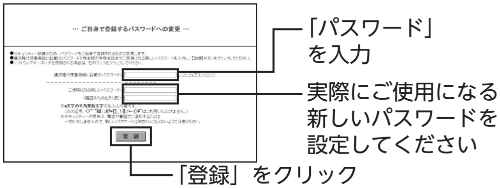

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00〜21：00）

議案 取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役５名全員が任期満了となります。つきましては、社外取締役３名を含む取締役５名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号		氏名	性別	満年齢	在任期間	属性	現在の地位・担当	2025年度取締役会出席状況
1	再任	野田（のだ） 亨（とおる）	男性	65歳	5年		代表取締役社長　社長執行役員 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	94.1% （16回／17回）
2	再任	増原（ましはら） 一博（かずひろ）	男性	60歳	1年		取締役 専務執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー IT 戦略本部長 兼 事業開発担当	100% （13回／13回）
3	再任	知識（ちしき） 賢治（けんじ）	男性	63歳	5年	社外 独立	社外取締役	100% （17回／17回）
4	再任	光成（みつなり） 美樹（みき）	女性	54歳	4年	社外 独立	社外取締役	100% （17回／17回）
5	再任	田中（たなか） 美穂（みほ）	女性	51歳	2年	社外 独立	社外取締役	100% （17回／17回）

再任 再任取締役候補者　社外 社外取締役候補者　独立 独立役員候補者

1　のだ　とおる
野田　亨　　男性　再任

生年月日	1960年９月16日生（満65歳）
取締役在任年数	5年
所有する当社株式の数	117,120株
取締役会出席回数	16回／17回

▼略歴、当社における地位、担当

1984年４月	三菱商事株式会社入社
2003年７月	Berlitz International, Inc.（現：Berlitz Corporation）会長、社長兼ＣＥＯ
2007年７月	株式会社西友執行役エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼ＣＯＯ
2010年２月	合同会社西友（現：株式会社西友）代表社員ＣＥＯ ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社（現：株式会社西友ホールディングス）代表社員ＣＥＯ
2012年８月	株式会社アルク代表取締役社長
2016年５月	株式会社大洋システムテクノロジー（現：株式会社デジタルフォルン、以下同じ）執行役員ＣＳＯ
2016年９月	同社取締役副社長
2018年６月	株式会社ソフトフロントホールディングス取締役会長（社外取締役）
2019年１月	株式会社大洋システムテクノロジー取締役
2019年２月	株式会社ソフトフロントホールディングス代表取締役会長
2019年４月	同社代表取締役社長
2020年11月	国立大学法人筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院 国際経営プロフェッショナル専攻 客員教授（現任）
2021年６月	当社社外取締役
2021年６月	株式会社ソフトフロントホールディングス取締役
2023年10月	当社代表取締役副社長 副社長執行役員
2024年４月	当社代表取締役社長 社長執行役員 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 管理本部長
2025年４月	当社代表取締役社長 社長執行役員 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（現任）

▼重要な兼職の状況

国立大学法人筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院
国際経営プロフェッショナル専攻　客員教授

▼取締役候補者とした理由

代表取締役として、強いリーダーシップにより当社の成長と企業価値向上にその手腕を発揮しています。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の更なる企業価値向上に寄与することができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2　増原　一博（ましはら　かずひろ）　男性　再任

生年月日	1966年4月7日生（満60歳）
取締役在任年数	1年
所有する当社株式の数	53,798株
取締役会出席回数	13回／13回

▼略歴、当社における地位、担当

1991年４月	東芝情報システム株式会社入社
1994年12月	株式会社グランプリ（現：株式会社山口イエローハット）入社
1998年４月	株式会社イエローハット入社
2005年７月	株式会社ニトリ（現：株式会社ニトリホールディングス）入社
2013年３月	同社経営計画推進室　室長
2017年８月	当社執行役員　経営企画副本部長
2019年４月	当社常務執行役員　経営企画本部長
2020年10月	当社常務執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー 情報システム本部長
2023年４月	当社専務執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー 情報システム本部長
2024年４月	当社専務執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー IT戦略本部長
2025年６月	当社取締役専務執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー IT戦略本部長
2025年10月	当社取締役専務執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー IT戦略本部長 兼 事業開発担当（現任）

▼取締役候補者とした理由

DX／ICT、経営企画分野に関する豊富な経験・知見を活かし、当社入社後は、成長投資の推進及び人とテクノロジーの融合に向けて全社的なDX推進をリードしてきました。現在は、チーフ・インフォメーション・オフィサーとして、全社システムの基盤構築、イノベーションの推進を担っています。今後も当社の成長と企業価値向上に貢献できる人材であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

3　知識（ちしき）　賢治（けんじ）

男性　再任　社外　独立

生年月日	1963年１月27日生（満63歳）
社外取締役在任年数	5年
所有する当社株式の数	０株
取締役会出席回数	17回／17回

▼略歴、当社における地位、担当

1985年４月　鐘紡株式会社入社
1998年４月　株式会社リサージ代表取締役
2004年５月　株式会社カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者（ＣＯＯ）
2006年１月　同社代表取締役社長執行役員
2010年６月　株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ代表取締役社長
2015年８月　日本交通株式会社代表取締役社長
2018年11月　株式会社ＳＨＩＦＴ社外取締役
2019年11月　同社社外取締役（監査等委員）
2020年６月　石井食品株式会社社外取締役（現任）
2021年５月　株式会社オンワードホールディングス社外取締役
2021年６月　当社社外取締役（現任）
2022年５月　株式会社オンワードホールディングス取締役副社長
2025年６月　株式会社ティーガイア代表取締役副社長CSO
2026年４月　株式会社ティーガイア代表取締役社長（現任）

▼重要な兼職の状況

株式会社ティーガイア 代表取締役社長
石井食品株式会社　社外取締役

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

複数の企業で代表取締役を務め、社外取締役としての経験も豊富に有しています。人材育成や企業文化も含めた組織運営及び経営基盤の確立・強化について幅広い知識と経験を持ち、当社への有益な助言が期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・評価報酬委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、ガバナンス体制の構築に客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

4　光成　美樹（みつなり　みき）

女性　再任　社外　独立

生年月日	1972年２月29日生（満54歳）
社外取締役在任年数	４年
所有する当社株式の数	4,993株
取締役会出席回数	17回／17回

▼略歴、当社における地位、担当

1994年４月　東急不動産株式会社入社
2001年２月　富士総合研究所株式会社（現：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社）入社
2011年９月　株式会社ＦＩＮＥＶ設立　代表取締役（現任）
2020年３月　株式会社船井総研ホールディングス社外取締役
2020年６月　公益財団法人日本適合性認定協会理事（非常勤）（現任）
2020年６月　株式会社ヤマダホールディングス社外取締役（現任）
2022年６月　当社社外取締役（現任）
2023年６月　ユアサ商事株式会社（現　株式会社ＹＵＡＳＡ）社外取締役（現任）

▼重要な兼職の状況

株式会社ＦＩＮＥＶ　代表取締役
公益財団法人日本適合性認定協会　理事（非常勤）
株式会社ヤマダホールディングス　社外取締役
株式会社ＹＵＡＳＡ　社外取締役

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

環境・気候変動・ＥＳＧ／ＳＤＧｓに関するコンサルティング会社において代表取締役を務め、複数の会社での社外取締役の経験を有しています。不動産の環境問題、災害対策、リスク管理について深い知識と幅広い見識を持ち、人とテクノロジーの融合による質の高いサービスの提供を目指す当社にとって有益な助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・評価報酬委員会の委員長及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、ガバナンス体制の構築に客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

5 田中　美穂（たなか　みほ）

女性　再任　社外　独立

生年月日	1974年12月１日生（満51歳）
社外取締役在任年数	２年
所有する当社株式の数	337株
取締役会出席回数	17回／17回

▼略歴、当社における地位、担当

2004年10月	第二東京弁護士会登録 あさひ・狛法律事務所（現：西村あさひ法律事務所）入所
2007年２月	ＴＭＩ総合法律事務所入所
2011年５月	米国ミシガン大学ロースクール（LL.M.）卒業
2015年６月	ＴＭＩ総合法律事務所退所
2015年７月	芝経営法律事務所（2018年芝・田中経営法律事務所に改称）パートナー（現任）
2016年２月	マリモ地方創生リート投資法人監督役員（現任）
2016年９月	地主プライベートリート投資法人監督役員（現任）
2020年６月	当社社外監査役
2021年６月	東京センチュリー株式会社社外取締役（現任）
2021年６月	パシフィックポーター株式会社社外監査役
2024年６月	当社社外取締役（現任）

▼重要な兼職の状況

芝・田中経営法律事務所　パートナー
マリモ地方創生リート投資法人　監督役員（非常勤）
地主プライベートリート投資法人　監督役員（非常勤）
東京センチュリー株式会社　社外取締役

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として企業法務及びM＆Ａ関連分野に精通しており、豊富な経験と深い知識を持ち、当社にとって有益な助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・評価報酬委員会の委員及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員長として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、ガバナンス体制の構築に客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．知識賢治氏、光成美樹氏及び田中美穂氏は社外取締役候補者です。
３．田中美穂氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、社外取締役候補者とした理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。
４．当社は、知識賢治氏、光成美樹氏及び田中美穂氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「２．会社の現況　（３）会社役員の状況　③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
６．各取締役候補者の年齢及び在任年数は、本総会終結時の満年齢及び在任年数です。
７．田中美穂氏の戸籍上の氏名は、高橋美穂です。
８．当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を参考に独自の独立性要件を定めています。当該要件に照らし、知識賢治氏、光成美樹氏及び田中美穂氏には独立性があると判断しており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、各氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定です。
当社が定める社外役員の独立性要件は、当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンスポリシー」で開示しています。
　当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/company/sustainability/governance/）
９．当社は田中美穂氏が2015年６月に退所したＴＭＩ総合法律事務所と2019年８月まで顧問契約を締結していました。
10．当社は光成美樹氏が代表取締役を務める株式会社ＦＩＮＥＶと取引関係がありますが、同社との取引額は僅少であることから、独立性に問題はないと判断しています。
11．各取締役候補者の所有する当社株式の数は2026年３月31日現在のものです。また、各取締役候補者の所有する当社株式の数には役員持株会による本人持分を含めています。
12．各取締役候補者の取締役会出席回数は、2025年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで）に開催された当社取締役会（全17回）への出席回数を記載しています。なお、増原一博氏の取締役会出席回数は、2025年６月25日の取締役就任後の状況を記載しています。
13．各取締役候補者が有する専門性及び経験は、株主総会参考書類の章末「（ご参考）議案可決後の取締役会及び監査役会の体制」に記載しています。

以上

（ご参考）議案可決後の取締役会及び監査役会の体制

本総会の議案が原案通り可決された場合における、取締役会及び監査役会の体制は以下のとおりです。

■：委員長　□：委員　　●：有

氏　名	就任予定の委員会		専門性及び経験						
	指名・評価報酬委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	企業経営	組織運営	マーケティング/イノベーション	DX/ICT	財務・会計/M&A	人事/人材開発	リスク管理/サステナビリティ
野田 亨	□	□	●	●	●	●	●		
増原 一博		□		●		●	●		
知識 賢治	□	□	●	●	●			●	
光成 美樹	■	□			●	●			●
田中 美穂	□	■		●			●		●
西野 政巳		□		●					●
横手 宏典		□					●		●
福島 かなえ		□						●	●

（注）上記の一覧表は、取締役及び監査役が有するすべての専門性及び経験を表すものではありません。

＜スキルマトリックス各項目の選定理由＞

スキル項目	選定理由
企業経営	当社を取り巻く事業環境が変化する中、適切な経営判断を行い、企業価値の持続的な向上を実現するためには、企業経営の経験・実績が必要である。
組織運営	約３万人の従業員が高い専門性とチームワークを発揮し、安定的にサービスを提供し続けるためには、高い組織運営能力・経験が必要である。
マーケティング／イノベーション	少子高齢化や社会保障費の適正化への貢献等、事業を通じた社会課題の解決をリードするためには、事業への深い理解とともに従来とは異なる新たな発想により顧客やマーケットを創造する知見が必要である。
ＤＸ／ＩＣＴ	「人」と「テクノロジー」を融合させ、安心して暮らせる地域社会を支え続けるためには、テクノロジーへの深い理解と先進的で柔軟な活用を実現する知見が必要である。
財務・会計／Ｍ＆Ａ	強固な財務基盤を構築し、企業価値の持続的な向上に向けた成長投資（新規事業、Ｍ＆Ａ）を実現するためには、財務・会計、Ｍ＆Ａ分野における確かな知見が必要である。
人事／人材開発	当社の最大の資産は「人」であり、約３万人の従業員がそれぞれの個性・働き方で活躍できる多様性を推進し、その能力を最大限に発揮できる人材戦略の策定とそれを実現するための知見が必要である。
リスク管理／サステナビリティ	公共性の高い事業を担う当社は、社会とともに成長することが重要であると捉えており、法律やコンプライアンスを踏まえたリスク管理及びサステナビリティに関する知見が必要である。

事業報告（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

1．当社グループの現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

売上高	141,144 百万円 前年比 +2.7%	営業利益	7,345 百万円 前年比 +4.7%
経常利益	7,197 百万円 前年比 +7.0%	親会社株主に帰属する当期純利益	3,740 百万円 前年比 △5.6%

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、以下のような状況や変化がありました。

・医療事業においては、病院を中心とした医療機関における医療事務の外部委託ニーズが安定して推移しました。

・介護事業においては、高齢化を背景に介護サービスの需要が着実に増加しており、2025年の国内の75歳以上人口は2,127万人となり、前年と比較して49万人増加しました（出典：総務省「人口統計」）。

・雇用の環境においては、2025年平均の有効求人倍率が1.22倍（季節調整値）となり、前年を0.03ポイント下回りました（出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」）。一方、介護サービス分野の有効求人倍率は４倍を超える高い水準にある等、依然として医療事務・介護・保育分野における適時適切な人材の採用は業界全体の重要課題となっています。

このような事業環境の中、2025年度における当社グループの業績は、売上高においては、医療事業の価格改定効果に加えて、介護事業及びこども事業がいずれも堅調に推移したこと等により、前年比2.7％増の141,144百万円となりました。営業利益においては、将来の成長に向けた戦略的な処遇改善を当初計画からさらに強化したほか、新規ＩＴ投資を計画通り実行しました。このような積極的な先行投資の一方で、医療事業における価格改定効果や介護事業の着実な成長により、当初の減益予想を覆し、前年比4.7％増の7,345百万円となりました。経常利益は前年比7.0％増の7,197百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、介護・こども事業における減損損失の計上に加え、ＭＢＯの実施に伴う公開買付関連費用を計上したこと等により、前年比5.6％減の3,740百万円となりました。

なお、当社は2025年４月１日の組織変更に伴い、2025年度から、従来「その他」の区分に含まれていた「スマートホスピタル事業」を報告セグメントの「医療事業」に含めることとしています。

次頁の事業セグメント別の売上高及び営業利益は、2024年度の実績に2025年度のセグメント変更を反映した参考値を用いて前年比較をしています。

医療事業

売上高
構成比

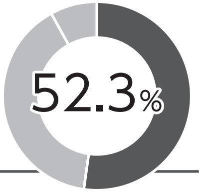

主な事業内容（2026年３月31日現在）

▶受付・会計・診療報酬請求業務、診療情報管理、経営支援業務等の医療事務関連業務の受託・人材派遣、上記に係る教育サービス・技能認定試験業務

売上高	73,834 百万円 前年比 +3.7%
営業利益	4,173 百万円 前年比 △4.9%

売上高は、既存請負業務において価格改定交渉が前年を上回って進捗したこと等により、前年比3.7%増の73,834百万円となりました。営業利益は、前年を上回る価格改定効果があったものの、社員の人材育成投資と社員満足の向上を目的とした処遇改善強化及び新規ＩＴ投資の結果、前年比4.9%減の4,173百万円となりました。

介護事業

売上高
構成比

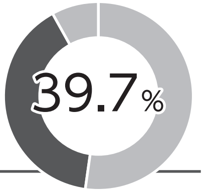

主な事業内容（2026年３月31日現在）

▶通所介護、訪問介護、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護等の事業所運営

売上高	55,979 百万円 前年比 +1.2%
営業利益	2,750 百万円 前年比 +24.0%

　売上高は、デイサービスの稼働及び施設系サービスの入居が堅調に推移したことで、前年比1.2％増の55,979百万円となりました。営業利益は、水道光熱費や食材費等の物価高騰影響を受けたものの、増収による増益、各種販管費用の削減及び派遣等の外部労働力コストの圧縮等が功を奏し、前年比24.0％増の2,750百万円と大幅増益になりました。

こども事業

売上高
構成比

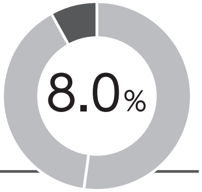

主な事業内容（2026年３月31日現在）

▶認可保育所、認証保育所等の運営

売上高	11,286 百万円 前年比 +4.2%	営業利益	411 百万円 前年比 +2.5%

　売上高は、公定価格の改定に伴う単価の上昇に加え、東京都の第一子保育料無償化制度も追い風となり、前年比4.2％増の11,286百万円となりました。営業利益は、保育士の処遇改善、保育士の補充強化のための採用費増及び水道光熱費等の施設経費増があった一方で、増収による増益効果等により、前年比2.5％増の411百万円となりました。

②　当社グループの財産及び損益の状況

区分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
売上高	(百万円)	131,088	135,139	137,435	141,144
EBITDA	(百万円)	9,462	8,856	10,127	10,446
EBITDAマージン	(%)	7.2	6.6	7.4	7.4
営業利益	(百万円)	6,325	5,517	7,017	7,345
営業利益率	(%)	4.8	4.1	5.1	5.2
経常利益	(百万円)	6,747	5,564	6,726	7,197
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,172	2,257	3,960	3,740
１株当たり当期純利益	(円)	33.53	24.11	42.94	40.82
総資産	(百万円)	69,852	75,199	70,097	66,209
純資産	(百万円)	21,572	20,485	22,684	23,459
１株当たり純資産	(円)	227.83	222.07	245.81	259.08
自己資本利益率（ROE）	(%)	15.2	10.7	18.4	16.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	9,012	7,858	5,877	6,818
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,171	△2,762	347	△548
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△5,211	△1,837	△7,335	△8,061
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	11,857	15,115	14,004	12,212
フリー・キャッシュ・フロー	(百万円)	6,840	5,096	6,224	6,269
１株当たり配当金	(円)	20.00	20.00	20.00	11.00
配当性向	(%)	59.6	83.0	46.6	26.9

(注) 1. EBITDA=営業利益＋減価償却費＋のれん償却額
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。
3. フリー・キャッシュ・フロー＝営業活動によるキャッシュ・フロー＋投資活動によるキャッシュ・フロー

売上高（百万円）

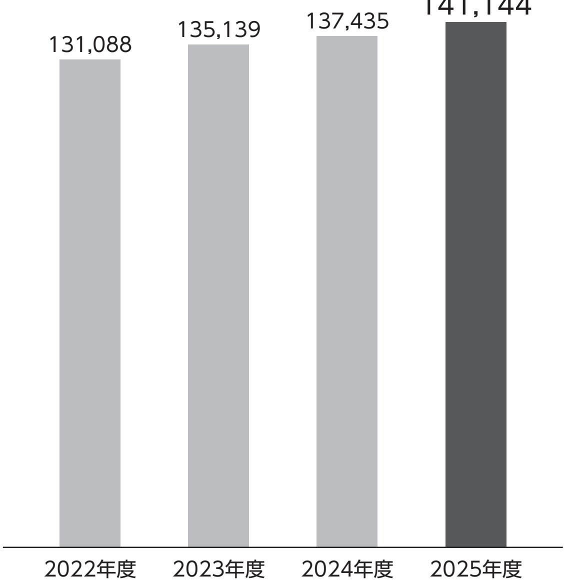

EBITDA（百万円）

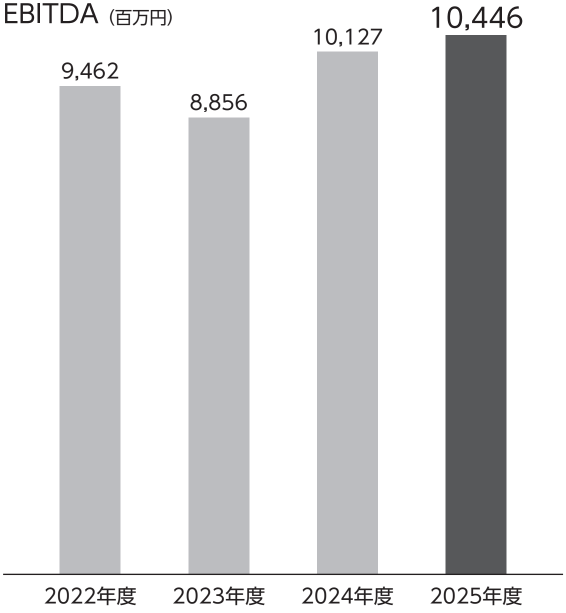

営業利益（百万円）

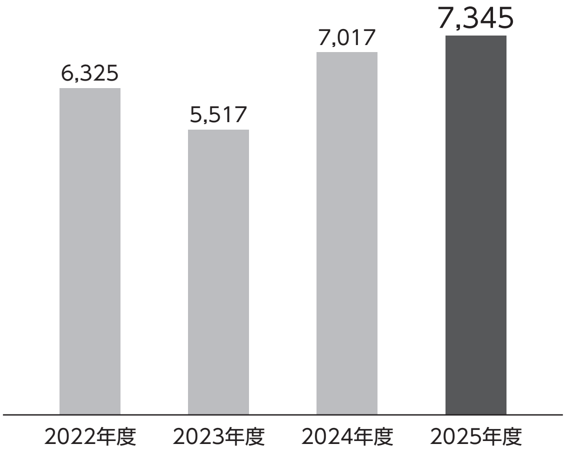

親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）

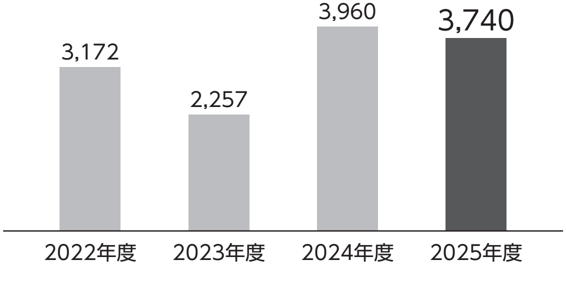

総資産（百万円）

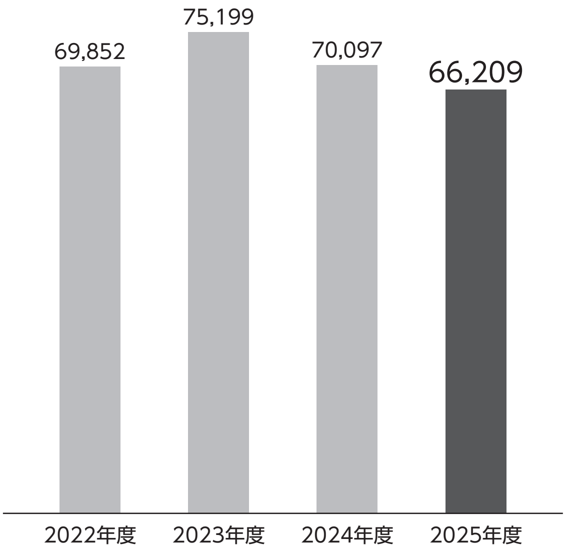

純資産（百万円）

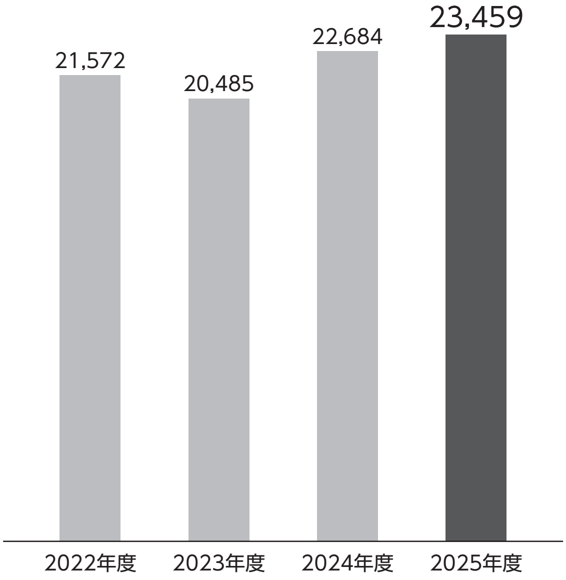

1株当たり当期純利益（EPS）（円）

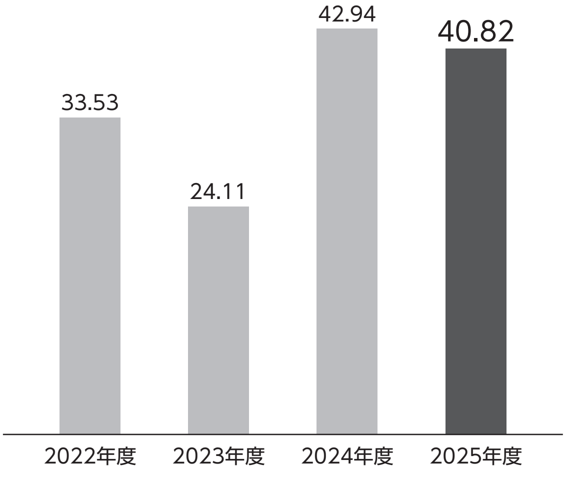

自己資本利益率（ROE）（%）

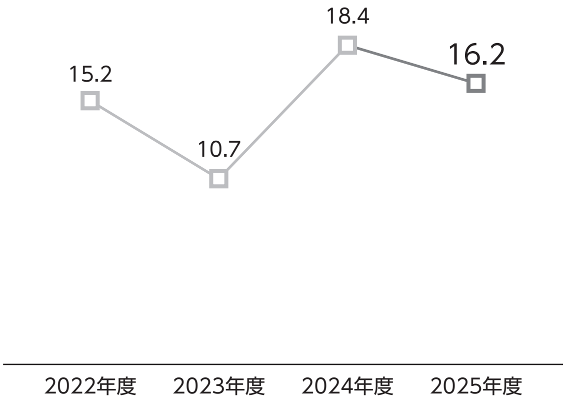

③　設備投資の状況

当年度において実施した当社グループの設備投資の総額は789百万円です。その主なものは、医療事業における次世代オペレーションへの移行に伴う追加投資及び次世代IT基盤刷新を含む新規IT投資費用等です。

④　資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤　重要な企業再編等の状況

当社は、2025年７月23日、こども事業分社化に向けた分割準備会社である株式会社ソラスト・キッズ・ネクストを設立しました。また、同社は2026年４月１日、当社のこども事業を会社分割により承継しました。

⑵　重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社日本エルダリーケアサービス	100百万円	100.00%	訪問介護等の介護サービスの提供
ベストケア株式会社	50百万円	100.00%	通所介護等の介護サービスの提供
なごやかケアリンク株式会社	50百万円	100.00%	通所介護サービスの提供
株式会社技能認定振興協会	10百万円	100.00%	診療報酬請求事務技能の認定業務
株式会社なないろ	5百万円	100.00%	保育サービス等の提供

⑶　対処すべき課題

当社グループは、「私たちは、人とテクノロジーの融合により、「安心して暮らせる地域社会」を支え続けます。」を企業理念に掲げ、人とテクノロジーを融合した新たなビジネスの創出と既存ビジネスの改革、事業を通じた社会課題解決への貢献と価値あるサービスを提供し続けることを目指しています。そして、企業理念の下、今後も社会とともに成長していくために、ソラストの事業活動を通じて特に優先的に取り組むべき重要課題をサステナビリティテーマとして掲げています。

＜サステナビリティテーマ＞

事業を通じた社会課題の解決テーマ
①高齢社会・地域への貢献 ・安心・安全・質の高いサービスの提供 ・「自立支援と地域トータルケア」による超高齢社会への貢献 ・トータルケアサービス、地域包括ケアの実現 ②イノベーション・社会保障費適正化への貢献 ・全ての事業・オペレーションでのＩＣＴ活用、顧客満足及び生産性の飛躍的向上 ・ＩＣＴを主体とした事業の拡大・新規事業の創出 ・ＩＣＴ・データ活用による地域包括ケアの実現 ・ヘルスケアデータ利活用による科学的介護・予防介護・予防医療等を通じた社会保障費適正化への貢献

持続的な成長を支える経営基盤テーマ
①人財（人財開発、処遇改善、多様性） ・人財開発、定着率向上、処遇改善、従業員満足度向上の継続的な取り組み ・３万人の従業員がそれぞれの個性・働き方で活躍する多様性の推進 ②コンプライアンス、ガバナンス ・全ての事業活動の基盤として、コンプライアンス遵守、コーポレート・ガバナンス強化を推進 ・個人情報保護、公正取引の徹底 ③環境・資源への配慮 ・従業員一人ひとりがエネルギー・水資源利用、フードロス等の課題について意識し行動に反映 ・脱炭素社会にむけた取り組みの規制に先駆けた検討・実行

当社グループは、2025年５月12日に「中期経営計画FY2025－2029」を発表しました。中期経営計画の５年間で「環境変化への対応と人材育成を通じた持続的な成長の確保」を目指していきます。

＜中期経営計画 FY2025－2029＞

目指すこと「環境変化への対応と人材育成を通じた持続的な成長の確保」

①定量目標、株主還元方針

定量目標と株主還元方針を通じて、株主の皆様への利益還元を図る

②外部環境の変化に俊敏に対応し、長期持続可能な企業を構築する

生産年齢人口の減少、物価や賃金の上昇の継続、各種規制の変化など、様々な外部環境の変化に対応すべく、賃上げの促進やテクノロジーによる生産性の向上を進め、長期にわたって持続可能な企業を構築する

③環境変化に対応したサービスを改善し、進化する

顧客ニーズの変化を的確に捉え、提供サービスの付加価値の向上を図る

④規律から生まれる健全な財務基盤を構築する

投資を積極化しつつも、判断にあたっては規律を重視し、健全な財務基盤の構築に努める

⑤専門知見・経験を持ち、多様性を実現するための人材育成を行う

人材育成を通じてサービスの品質を向上させるとともに、多様な人材の登用を促進させる

重点戦略：人口減少社会を見据えた「人的資本経営強化×テクノロジー」

医療事業	介護事業
・次世代アウトソーシング事業育成 ・ソリューションビジネスの進化 ・品質向上のための人材育成強化 ・価格適正化と積極的な処遇改善	・介護ＢＰＲによる収益性改善 ・サービス稼働率及び入居率改善 ・厳選したＭ＆Ａの実行
こども事業	**全社施策**
・保育の質の向上と差別化戦略 ・社員定着と生産性向上への取組み	・次世代ＩＴ基盤への刷新を含む新規ＩＴ投資 ・ＥＳＧの取り組みの深化 ・健全な財務基盤の構築 ・積極的な事業投資の推進

数値目標・株主還元方針

	2029年度 計画	年平均成長率
売上高	1,755億円	+5.0%
EBITDA	150億円	+8.2%
営業利益	100億円	+7.3%
自己資本利益率（ROE）	20%	－
投下資本利益率（ROIC）	15%	－
配当性向	50%超	－
総還元性向	70%超	－

「中期経営計画FY2025－2029」の詳細は、当社ウェブサイト「IRライブラリ」にて、ご確認ください。
当社ウェブサイト：
https://www.solasto.co.jp/ir/library/library/

⑷　主要拠点等（2026年３月31日現在）

会社名	本社所在地
当社	東京都港区
株式会社日本エルダリーケアサービス	東京都港区
ベストケア株式会社	愛媛県松山市
なごやかケアリンク株式会社	東京都港区
株式会社技能認定振興協会	東京都港区
株式会社なないろ	東京都港区

ご参考：当社グループのセグメント別拠点数

（地方）	北海道	東北	中部	関東	近畿	中国	四国	九州	合計
医療事業	2	4	9	8	7	3	3	3	39ヶ所
介護事業	−	−	49	367	184	13	28	47	688ヶ所
こども事業	−	−	−	67	−	−	−	−	67ヶ所

（注）介護事業は、上記のほかフランチャイズが24ヶ所あります。

⑸　使用人の状況（2026年３月31日現在）

①　当社グループの使用人の状況

事業セグメント	使用人数		対前年度末比	
医療事業	22,737人	(2,129人)	+215人	(△165人)
介護事業	9,200人	(1,518人)	△170人	(△20人)
こども事業	1,530人	(80人)	+25人	(－人)
全社（共通）	207人	(12人)	△12人	(－人)
合計	33,674人	(3,739人)	+58人	(△185人)

（注）1. 使用人数は就業人員（常勤及び非常勤勤務者）であり、（　）内に登録型派遣、アルバイト、嘱託及び契約社員の期中平均人員を外数で記載しています。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。
3. 当社は2025年４月１日の組織変更に伴い、2025年度から、従来「その他」の区分に含まれていた「スマートホスピタル事業」を報告セグメントの「医療事業」に含めることとしています。

②　当社の使用人の状況

使用人数	対前年度末比	平均年齢	平均勤続年数
28,220人	+179人	46.8歳	7.1年

（注）1. 使用人数は就業人員（常勤及び非常勤勤務者）です。
2. 上記の他、当年度の登録型派遣、アルバイト、嘱託及び契約社員の期中平均人員は3,610人です。

⑹　主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,780百万円
株式会社みずほ銀行	3,790百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,840百万円
株式会社ＳＢＩ新生銀行	1,750百万円
株式会社りそな銀行	1,500百万円

⑺　その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　339,000,000株

② 発行済株式の総数　94,741,793株

（自己株式数4,191,169株を含む）

③ 株主数　9,221名

所有者別株式分布状況

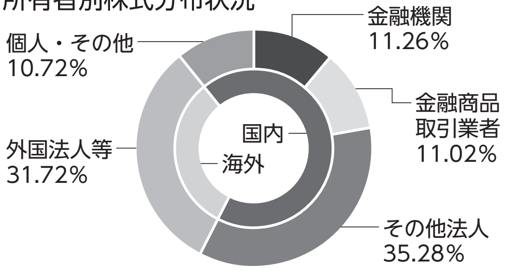

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
大東建託株式会社	31,805,100	35.12
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	7,046,949	7.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,898,000	6.51
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	4,793,063	5.29
MSIP CLIENT SECURITIES	3,505,200	3.87
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	3,418,947	3.78
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,382,700	2.63
ソラスト従業員持株会	2,346,340	2.59
東海東京証券株式会社	2,345,500	2.59
BANK JULIUS BAER & CO. LTD. FAO 2010005136	1,614,900	1.78

（注）自己株式（4,191,169株）を保有していますが、上記大株主の記載からは除いています。また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	53,548株	2名

（注）株式報酬の内容は「2．会社の現況　（３）会社役員の状況 ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しています。

⑵　新株予約権等の状況

①　当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

②　当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑶　会社役員の状況

①　取締役及び監査役の状況（2026年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野田　亨	社長執行役員　チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 国立大学法人筑波大学大学院　人文社会ビジネス科学学術院 国際経営プロフェッショナル専攻　客員教授
取締役	増原　一博	専務執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー IT戦略本部長 兼 事業開発担当
取締役	知識　賢治	石井食品株式会社　社外取締役 株式会社ティーガイア　代表取締役副社長CSO
取締役	光成　美樹	株式会社ＦＩＮＥＶ　代表取締役 公益財団法人日本適合性認定協会　理事（非常勤） 株式会社ヤマダホールディングス　社外取締役 ユアサ商事株式会社　社外取締役
取締役	田中　美穂	芝・田中経営法律事務所　パートナー マリモ地方創生リート投資法人　監督役員（非常勤） 地主プライベートリート投資法人　監督役員（非常勤） 東京センチュリー株式会社　社外取締役
常勤監査役	西野　政巳	－
監査役	横手　宏典	横手宏典公認会計士事務所　所長 みおぎ監査法人　代表社員 株式会社鈴木商会　社外監査役
監査役	福島　かなえ	宇都宮・清水・陽来法律事務所　パートナー 株式会社イクシス　社外監査役 株式会社ワールド　社外取締役（監査等委員） 株式会社カチタス　社外監査役
監査役	岡本　司	大東建託株式会社　取締役上席執行役員管理本部長ＣＦＯ

（注）1. 取締役知識賢治氏、光成美樹氏及び田中美穂氏は、社外取締役です。
2. 監査役横手宏典氏、福島かなえ氏及び岡本司氏は、社外監査役です。
3. 監査役横手宏典氏は公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査役岡本司氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役田中美穂氏の戸籍上の氏名は、高橋美穂です。

6. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりです。
   ① 2025年６月25日開催の第57回定時株主総会において、取締役川西正晃氏及び久保田幸雄氏は任期満了により退任しました。
   ② 2025年６月25日開催の第57回定時株主総会において、増原一博氏は新たに取締役に選任され、就任しました。
   ③ 取締役知識賢治氏は、2025年6月1日付で株式会社ティーガイアの代表取締役副社長CSOに就任しました。
   ④ 監査役福島かなえ氏は、2025年6月24日付で株式会社カチタスの社外監査役に就任しました。また、2026年3月31日付で株式会社イクシスの社外監査役を退任しました。

7. 当事業年度末日の翌日以降における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりです。
   ① 監査役岡本司氏は、2026年5月12日付で監査役を辞任しました。
   ② 取締役知識賢治氏は、2026年４月1日付で株式会社ティーガイアの代表取締役社長に就任しました。

8. 当社は、社外取締役知識賢治氏、光成美樹氏、田中美穂氏及び社外監査役横手宏典氏、福島かなえ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、当社は、社外取締役田中美穂氏が2015年６月に退所したＴＭＩ総合法律事務所と2019年８月まで顧問契約を締結していましたが、その顧問料及び報酬額は当社の売上の0.1％未満にあたる僅少な金額であったことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しています。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役の知識賢治氏、光成美樹氏及び田中美穂氏並びに監査役の西野政巳氏、社外監査役の横手宏典氏、福島かなえ氏及び岡本司氏のそれぞれと当社との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者には、当社の役員、従業員（管理職）及び当社の連結子会社の役員、従業員（管理職）が含まれ、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しています。次回更新時には同内容での更新を予定しています。

④　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年５月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・評価報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、社外取締役が過半数を占める指名・評価報酬委員会において決定をすることが妥当と考えられることから、取締役会から個人別の報酬等の決定権限について委任を受けた指名・評価報酬委員会において、当該決定方針に沿うものであるか否かを含めた審議を経て決定しています。

＜指名・評価報酬委員会の構成員＞

委員長：社外取締役 光成美樹（独立役員）
委員　：代表取締役社長 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 野田亨、
社外取締役 知識賢治（独立役員）及び　田中美穂（独立役員）

＜委任された権限の内容＞

取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

＜委任した理由等＞

より透明性と客観性を高める立場である社外取締役が過半数を占める指名・評価報酬委員会にて決定をすることが妥当と考えられるため

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、同業他社の水準・当社の業績及び社員とのバランス等を考慮して決定することを基本方針としています。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬で構成しています。基本報酬は、取締役報酬と業務執行報酬により構成し、毎月支給します。賞与は、役割に応じて取締役分と業務執行分をそれぞれ一定の時期に支給します。業務執行分は、固定報酬と変動報酬で構成し、変動報酬は定性評価と会社の業績に連動する定量評価（業績連動報酬）により決定します。

社外取締役の報酬は、その役割に鑑み基本報酬のみとしています。基本報酬は、取締役報酬と委員会手当で構成し、毎月支給します。

b．業績連動報酬等に関する方針
　業績連動報酬は、売上高、営業利益を指標としています。指標毎に年度予算を達成することを目標とし、達成率に応じて業績連動報酬の支給率を決定します。なお、特定の事業部門を管掌する取締役は管掌部門の各指標を、社長を含むその他の取締役は連結の各指標を目標としています。

c．非金銭報酬等に関する方針
　譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績及び役割等を基準としてその額を決定します。また、付与する株式には、取締役会で定める一定の譲渡制限期間を設けることとします。

d．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針
　取締役毎の報酬は、取締役会の機能を補完するため、指名・評価報酬委員会での審議を経て、指名・評価報酬委員会が決定し、個別の報酬の最終決定は、取締役社長に一任することもできることとしています。なお、委任を受けた取締役社長は、指名・評価報酬委員会の審議結果を十分に踏まえて個別の報酬の最終決定をしなければならないこととしています。
　指名・評価報酬委員会は、取締役会の傘下に設置され、取締役野田亨氏並びに社外取締役光成美樹氏、知識賢治氏及び田中美穂氏で構成しており、委員長は社外取締役光成美樹氏が務めています。委員長及び委員の過半数を社外役員とすることで、指名委員会等設置会社の優れた面を取り入れた体制を構築し、運用しています。

e．報酬等の割合に関する方針
　取締役の各報酬の割合については、上位の役位及び特定の事業部門を管掌する取締役ほど賞与の割合が高まる構成とし、指名・評価報酬委員会において決定します。

ご参考：取締役（社外取締役を除く）の報酬構成比
　当事業年度における取締役（社外取締役を除く）の報酬構成比は以下のとおりです。株式報酬は基本報酬及び賞与の基準額に一定割合を乗じて決定しています。なお、賞与は基準額を用いて算出しており、実際の支給額の構成比と異なります。

代表取締役社長	基本報酬 56%	賞与 22%	株式報酬 22%
取締役（社外取締役を除く）	61%	23%	16%

ロ．取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	151 (36)	99 (36)	37 (－)	14 (－)	7 (4)
監査役 （うち社外監査役）	29 (14)	29 (14)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	181 (51)	129 (51)	37 (－)	14 (－)	10 (6)

（注）1. 上表には、2025年６月25日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。また、監査役の対象となる役員の員数からは、無報酬の社外監査役１名を除いています。

2. 業績連動報酬は賞与に含まれており、業績連動報酬に係る業績指標、算定方法及び支給率は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等　b．業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりです。当該業績指標を選定した理由は、売上及び利益目標の達成という当社の目標と直結する指標であるためです。また、業績指標の実績は「1．当社グループの現況　（1）当事業年度の事業の状況　①事業の経過及び成果」に記載のとおりです。賞与は基準額に対して20％～173％の範囲で変動し、その範囲は地位と担当により異なります。なお、業績連動報酬には一人ひとりの業績目標達成に対する取り組みを評価した個人別査定（定性評価）が含まれています。

3. 非金銭報酬等の内容は、当社の普通株式（譲渡制限付株式報酬）であり、交付の条件及び状況は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等　c．非金銭報酬等に関する方針」及び「2．会社の現況（1）株式の状況　⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。また、取締役の非金銭報酬等には、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度中における費用計上額が含まれています。

4. 取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第47回定時株主総会において年額320百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。また、2021年６月28日開催の第53回定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役４名）です。

5. 監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第38回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

6. 社外取締役の基本報酬の額には、特別委員会の委員としての報酬を含めています。

⑤　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職の状況及び当該他の法人等との関係
取締役	知識　賢治	石井食品株式会社社外取締役及び株式会社ティーガイア代表取締役副社長CSOです。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	光成　美樹	株式会社ＦＩＮＥＶ代表取締役、公益財団法人日本適合性認定協会理事（非常勤）、株式会社ヤマダホールディングス社外取締役及びユアサ商事株式会社社外取締役です。当社と各兼業先との間には特別の関係はありません。
取締役	田中　美穂	芝・田中経営法律事務所パートナー、マリモ地方創生リート投資法人監督役員（非常勤）、地主プライベートリート投資法人監督役員（非常勤）及び東京センチュリー株式会社社外取締役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	横手　宏典	横手宏典公認会計士事務所所長、みおぎ監査法人代表社員及び株式会社鈴木商会社外監査役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	福島　かなえ	宇都宮・清水・陽来法律事務所　パートナー、株式会社イクシス社外監査役、株式会社ワールド社外取締役（監査等委員）、株式会社カチタス社外監査役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	岡本　司	当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）の35.12％を所有する株主である大東建託株式会社の取締役上席執行役員管理本部長ＣＦＯです。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	知識　賢治	100% 17回／17回	複数の企業で代表取締役を務め、社外取締役としての経験も豊富に有しており、取締役会ではその見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・評価報酬委員会の委員、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。
取締役	光成　美樹	100% 17回／17回	環境・気候変動・ＥＳＧ／ＳＤＧｓに関するコンサルティング会社において代表取締役を務め、社外取締役としての経験を豊富に有しており、取締役会ではその見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・評価報酬委員会の委員長、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。
取締役	田中　美穂	100% 17回／17回	弁護士として企業法務及びＭ＆Ａ関連分野に精通していることに加え、社外取締役としての経験を豊富に有しており、取締役会ではその見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・評価報酬委員会の委員、コーポレート・ガバナンス委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、当社の取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
監査役	横手　宏典	100% 17回／17回	100% 22回／22回	公認会計士、税理士としての豊富な知識と経験に基づき、取締役会・監査役会において、意思決定の妥当性・適正性の確保及び内部統制強化のための発言を行っています。また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。
監査役	福島　かなえ	88.2% 15回／17回	95.4% 21回／22回	弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、取締役会・監査役会において、意思決定の妥当性・適正性の確保及び内部統制強化のための発言を行っています。また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役会の実効性向上、ガバナンス体制の構築に関与しています。
監査役	岡本　司	82.3% 14回／17回	95.4% 21回／22回	公認会計士としての豊富な知識と経験及び大手建設会社の取締役としての企業経営に関する幅広い見識に基づき、取締役会・監査役会において、意思決定の妥当性・適正性の確保及び内部統制強化のための発言を行っています。

⑷　会計監査人の状況

①　名称　　有限責任　あずさ監査法人

②　報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

（注）１．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、会社法に基づく監査の報酬及び金融商品取引法に基づく監査の報酬の合計額です。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の会社法監査における報酬等の額について同意の判断をしました。

③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任します。上記のほか、監査役会は、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社グループの全役職員を対象とした行動指針として「ソラストグループ行動規範」を定め、全役職員に周知徹底させる。

ロ．コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。

ハ．内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。

ニ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理基本規程に基づき、会社の存続及び業務の健全な運営を行うため、取締役会は当社グループ全体のリスクの低減及び発生の未然防止に努める。

ロ．リスク管理基本規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び推進を図る。

ハ．各部署のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として原則として月１回以上の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、権限、責任及び執行手続の詳細について定める。

ハ．取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるように

するため、任期を１年としている。

⑤　会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社における業務の適正を確保するため、「ソラストグループ行動規範」を定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
ロ．子会社等の関係会社管理を担当する部署は、関係会社管理規程に基づき、子会社等の業務の効率化等も踏まえ必要な管理を行う。
ハ．子会社等は関係会社管理規程に基づき、業績、その他重要事項について定期的に報告を行う。
ニ．リスク管理基本規程に基づき、当社グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の業務補助に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配置する。
ロ．専任のスタッフは、取締役からの指揮命令を受けない。
ハ．専任のスタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
ニ．専任のスタッフは、監査役と定期的に監査結果等について協議及び意見交換を行い、緊密な連携を図る。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。また、前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
ロ．前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
ハ．監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその

説明を求めることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換を開催し、意思の疎通を図るほか、適切な報告体制を確保するものとする。

ニ. 内部通報規程に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

ホ. 監査役より、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求がなされたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。2025年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組み

2025年度は「リスク・コンプライアンス委員会」（委員長：代表取締役社長）を２回開催しました。重点課題としている長時間労働の是正、独占禁止法違反の防止、虐待や体罰の撲滅、情報セキュリティに関して、主管部門が関連部門と連携を図り、リスク及び不祥事の発生原因の究明と再発防止策等に関する取り組みの結果を確認しました。

その他、内部通報制度については、社員が閲覧可能な社員用サイトにおいても内部通報窓口の周知を行うなど、有効に機能するよう努めています。

なお、労務関連を中心としたリスク対応及びコンプライアンスに関する課題とその対策状況については、取締役会で定期的に報告しています。

② リスク管理体制の強化

2025年度は「リスク・コンプライアンス委員会」を２回開催し、重点課題としている各テーマ毎の施策の実施状況等を確認しました。その他、原則として毎月開催される経営会議を利用して、各種リスク項目について随時更新を行うとともに モニタリングを実施しました。

また、社員を対象に、IT機器の紛失リスクと対策の周知を目的とした社内研修を実施しました。

なお、ガバナンス及びリスクに関する課題と対策状況については、取締役会で定期的に報告しています。

③ 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役5名で構成され、社外監査役３名を含む監査役４名も出席しています。取締役会は2025年度に17回開催し、活発な意見交換のもと、重要事項について審議・決定するとともに業務執行を監督しています。

当社では、取締役会の機能を補完するため、取締役会の傘下に「指名・評価報酬委員

会」（委員長：社外取締役）及び「コーポレート・ガバナンス委員会」（委員長：社外役員）を設置しています。「指名・評価報酬委員会」は2025年度に８回開催し、取締役会及び委員会の体制や、次世代経営人材の育成等について審議しました。「コーポレート・ガバナンス委員会」は2025年度に2回開催し、取締役会の実効性評価等について審議しました。

　その他、業務執行上の各種重要指標を取りまとめ、グラフでその進捗状況を可視化したマネジメント・ダッシュボードを作成し、定期的に取締役及び監査役に対して報告を行っています。これにより、取締役会においては、より多くの時間をマネジメント及びモニタリングの観点を重視した戦略的な議論に充当することが可能となっています。

④　子会社管理体制の強化

　当社グループの子会社数は、こども事業の分社化のため吸収分割を実施したことにより、2026年３月末時点で19社となりました（前年度末比＋１社）。なお、ソラストグループの子会社管理体制の強化を目的として、2025年度は以下の取り組みを実施しました。

・グループ内の各子会社に適用されるグループ共通規程について、グループ各社に対し再周知を行うことにより、グループ統制の更なる強化を図りました。
・当社の社員が各子会社の監査役に就任することで、ソラストグループ全体で統一感のあるコンプライアンス体制を構築しています。また、当社監査役及び監査部並びに子会社監査役で意見交換や活動内容の確認を行うなど、子会社監査の実効性を高めるための取り組みを推進しました。

(ご参考)

当社のガバナンス体制については、当社ウェブサイト「ガバナンス」に掲載しています。
当社ウェブサイト：
https://www.solasto.co.jp/company/sustainability/governance/

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様にとっての企業価値の最大化を最も重要な企業目的と位置付けており、その追求にあたり、資本を効率的かつ機動的に活用することを重視していました。「中期経営計画FY2025-2029」においては、投資戦略として株主還元の強化を掲げており、業績に連動した利益配分を行う方針としていました。

この方針に伴い、2025年度につきましては、中間配当金を１株当たり11.0円実施いたしました。期末配当金につきましては、2026年３月24日付で公表いたしました「2026年３月期配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」のとおり、MP-2605株式会社による当社の普通株式に対する公開買付けを踏まえ、配当を行わないことを決議しました。

連結貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	30,270
現金及び預金	12,212
売掛金	15,541
貯蔵品	116
その他	2,415
貸倒引当金	△15
固定資産	35,938
有形固定資産	16,380
建物及び構築物	8,450
土地	5,672
リース資産	1,894
その他	363
無形固定資産	12,585
のれん	11,399
その他	1,185
投資その他の資産	6,972
投資有価証券	335
敷金及び保証金	2,218
繰延税金資産	3,340
その他	1,104
貸倒引当金	△26
資産合計	66,209

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,605
１年内返済予定の長期借入金	4,782
未払金	9,816
未払法人税等	1,818
未払消費税等	1,337
契約負債	1,170
賞与引当金	2,625
役員賞与引当金	28
その他	1,026
固定負債	20,143
長期借入金	10,377
リース債務	2,957
繰延税金負債	783
損害賠償損失引当金	294
その他の引当金	26
退職給付に係る負債	2,233
資産除去債務	1,820
その他	1,651
負債合計	42,749
純資産の部	
株主資本	23,301
資本金	686
資本剰余金	5,563
利益剰余金	19,553
自己株式	△2,502
その他の包括利益累計額	158
退職給付に係る調整累計額	158
純資産合計	23,459
負債純資産合計	66,209

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		141,144
売上原価		117,852
売上総利益		23,292
販売費及び一般管理費		15,946
営業利益		7,345
営業外収益		
補助金収入	187	
受取補償金	40	
その他	158	385
営業外費用		
支払利息	256	
投資有価証券評価損	84	
その他	193	533
経常利益		7,197
特別利益		
投資有価証券償還益	309	309
特別損失		
減損損失	751	
公開買付関連費用	397	1,148
税金等調整前当期純利益		6,358
法人税、住民税及び事業税	2,662	
法人税等調整額	△44	2,618
当期純利益		3,740
親会社株主に帰属する当期純利益		3,740

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から 2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	686	5,575	17,745	△1,444	22,563
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,932		△1,932
親会社株主に帰属する当期純利益			3,740		3,740
自己株式の取得				△1,099	△1,099
自己株式の処分		△11		42	30
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	−	△11	1,807	△1,057	738
当連結会計年度末残高	686	5,563	19,553	△2,502	23,301

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	115	115	5	22,684
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△1,932
親会社株主に帰属する当期純利益				3,740
自己株式の取得				△1,099
自己株式の処分				30
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	43	43	△5	37
当連結会計年度変動額合計	43	43	△5	775
当連結会計年度末残高	158	158	−	23,459

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数	17社
・連結子会社の名称	㈱技能認定振興協会、㈱住センター、ベストケア㈱、なごやかケアリンク㈱、㈱恵の会、㈲恵の会 ㈱ソラスト保育総合研究所、㈱日本エルダリーケアサービス、㈱ファイブシーズヘルスケア、㈱プラス、はぐはぐキッズ㈱、㈱なないろ、㈱森伸、㈱ソラストケア、ソラストケアネットワーク㈱、㈱メディカルライフケア、ポシブル医科学㈱

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称	㈱ソラストフォルテ、㈱ソラスト・キッズ・ネクスト
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

⑵　持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社の名称	㈱ソラストフォルテ、㈱ソラスト・キッズ・ネクスト
・持分法を適用しない理由	持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

⑶　連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項
該当事項はありません。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

⑸　会計方針に関する事項
①　重要な資産の評価基準及び評価方法
イ．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物　３年～50年 その他　３年～20年
ロ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法
ハ．リース資産 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
ロ．賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。
ハ．役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しています。
ニ．損害賠償損失引当金	損害賠償金等の支払いに備えるため、将来に発生しうる損失の見積額を計上しています。

④　収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

イ．医療事業

医療事業においては、医療事務関連業務、医事周辺業務、病院経営支援業務等のサービス提供を、業務受託契約又は人材派遣契約によって行っています。

業務受託契約においては、通常、契約期間にわたり受託業務のサービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該期間において収益を認識しています。

人材派遣契約においては、通常、契約期間にわたり労働者を供給することで履行義務が充足されるため、当該期間において収益を認識しています。

ロ．介護事業及びこども事業

介護事業においては、通所介護（デイサービス）や訪問介護（ホームヘルプサービス）等の在宅介護サービスを核に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、居宅介護支援、短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）、都市型軽費老人ホーム（ケアハウス）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の、またこども事業においては、認可保育所を中心に、認証保育所、小規模保育所、病後児保育室等の、多様な介護・保育サービス提供を行っています。

これらの契約については、通常、各種介護・保育サービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該時点において収益を認識しています。

なお、医療事業、介護事業及びこども事業のいずれにおいても、約束された対価は履行義務の充足時点から通常１年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。また、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。 なお、一部の連結子会社は退職給付債務の計算方法につき、簡便法を適用しています。 過去勤務費用は、発生した連結会計年度において全額費用処理しています。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３～７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
ロ．のれんの償却方法及び償却期間	のれんの償却については、個々の投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、計上後20年以内の期間で均等償却しています。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

⑴　固定資産の減損損失の計上

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

イ．減損損失

（単位：百万円）

	当連結会計年度
建物及び構築物	65
リース資産	89
有形固定資産その他	9
のれん	585
無形固定資産その他	1
計	751

ロ．セグメント別減損損失

（単位：百万円）

	当連結会計年度
医療事業	0
介護事業	738
こども事業	12
その他	－
計	751

ハ．セグメント別有形固定資産及び無形固定資産の残高

（単位：百万円）

	当連結会計年度
医療事業	1,235
介護事業	22,829
こども事業	4,901
その他	－
計	28,965

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、医療エリア、介護事業所及び保育施設を基本単位として資産のグルーピングを行っています。ただし、事業の用に直接供していない遊休資産については、個別物件単位にグルーピングを行っています。

資産グループについて収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しています。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。

資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、当社グループが今後実施する施策に基づいた事業所等の売上高及び人件費の予測等を主要な仮定として策定した事業計画によっています。

当社グループの業績が計画通りに推移しない場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があり、翌連結会計年度において追加の減損損失が発生する可能性があります。

なお、当連結会計年度において、使用価値の算定に使用された割引率（税引前）は7.2％ですが、翌連結会計年度は変更される可能性があります。

⑵ 損害賠償損失引当金の計上

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　294百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

損害賠償損失引当金は、医療事業において、将来発生が見込まれる損失について期末日時点で合理的に見積もった金額を計上しています。当該損失は、主に契約に基づく違約金等の支払義務の履行により生じるものであり、契約の内容及び契約相手との交渉等における争点や協議状況に対する顧問弁護士の法的見解を踏まえ、当社における発生額の見積りを行っています。

これらの見積りの仮定には、対象となる契約の範囲や違約金等の支払義務が存在するか否かについての判断等において複雑性や不確実性を伴うことから、実際の支払額が見積りと異なる場合は、当該損失の見積額に重要な影響を及ぼす可能性があり、翌連結会計年度に損害賠償損失引当金の追加繰入または戻入が発生する可能性があります。

３．連結貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　16,975百万円

⑵　当座貸越契約

　当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額	13,300百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	13,300百万円

４．連結損益計算書に関する注記

⑴　売上原価

　介護人材確保・職場環境改善等事業及び東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業等に係る補助金635百万円を売上原価から控除しています。

⑵　特別損失

(公開買付関連費用)

　当社が2026年３月24日の取締役会において賛同の意見を表明する決議を行った、MBOに伴うアドバイザリー費用等です。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	94,741,793株	－株	－株	94,741,793株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年5月12日取締役会	普通株式	922	10.00	2025年3月31日	2025年6月10日
2025年11月12日取締役会	普通株式	1,010	11.00	2025年9月30日	2025年11月25日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

⑶　当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

該当事項はありません。

６．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産等で運用し、また、資金調達については必要な都度、主に銀行借入による方針で行っています。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに対しては、各事業部門が取引先ごとに日常管理を行い、回収遅延の懸念債権については、その残高、与信状況の把握・分析等を行うことによって、与信リスクの低減を図っています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価等の状況や発行体の財務状況等を把握しています。

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されていますが、契約時や契約更新時に契約先の信用状況の把握に努めています。

営業債務である未払金は、主に従業員の未払給料手当であり、月々の残高は、概ね一定の範囲内で推移しています。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等並びに消費税等の未払額である未払消費税等は、そのほぼ全てが２カ月以内に納付期限が到来するものです。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にＭ＆Ａ及び設備投資の資金の調達を目的としたものです。これらの債務には変動金利が含まれており、金利の変動リスクに晒されています。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は次表には含めていません。（（注）２をご参照ください。）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　敷金及び保証金	2,218	1,661	△557
資産計	2,218	1,661	△557
⑴　長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	15,160	14,787	△372
⑵　リース債務（１年内返済予定のリース債務含む）	3,162	2,780	△382
負債計	18,322	17,567	△755

（注）１．「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

２．市場価格のない株式等

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	335
出資金	0
合　計	335

3．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,212	－	－	－
売掛金	15,541	－	－	－
敷金及び保証金	478	262	401	1,076
合計	28,233	262	401	1,076

4．借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	4,782	4,282	3,132	1,561	850	550
リース債務	205	199	199	186	182	2,190
合計	4,988	4,481	3,331	1,747	1,032	2,740

⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しています。

レベル１：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	−	−	1,661	1,661
資産計	−	−	1,661	1,661
長期借入金	−	14,787	−	14,787
リース債務	−	2,780	−	2,780
負債計	−	17,567	−	17,567

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル３の時価に分類しています。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）、リース債務（1年内返済予定のリース債務含む）

元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しています。

７．収益認識に関する注記

⑴　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				その他(百万円)	合計(百万円)
	医療事業(百万円)	介護事業(百万円)	こども事業(百万円)	計(百万円)		
売上高						
医療請負	65,666	－	－	65,666	－	65,666
医療派遣	6,305	－	－	6,305	－	6,305
介護	－	55,861	－	55,861	－	55,861
こども	－	－	11,286	11,286	－	11,286
その他	1,861	108	－	1,969	6	1,976
顧客との契約から生じる収益	73,834	55,969	11,286	141,089	6	141,096
その他の収益	－	10	－	10	37	47
外部顧客への売上高	73,834	55,979	11,286	141,099	44	141,144

（追加情報）

従来「その他」の区分に含まれていた「スマートホスピタル事業」は当連結会計年度より報告セグメントの「医療事業」に含めることとしています。

⑵　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりです。

	当連結会計年度（百万円）
期首残高	2,424
期末残高	2,255

契約負債は、主に有料老人ホームにおける入居者家賃・入居時一時金等の、顧客から受領した前受金に関連するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,159百万円です。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　259円08銭

⑵　１株当たりの当期純利益　40円82銭

9．重要な後発事象に関する注記

（公開買付けの終了及び親会社の異動）

当社は、2026年３月24日開催の取締役会において、下記のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）の一環として行われるMP-2605株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主各位に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議しました。

なお、上記当社取締役会における決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、当社株式を非公開化することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

（注）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象者の経営陣が、買収資金の全部又は一部を共同で出資して、買収対象者の事業の継続を前提として買収対象者の株式を取得する取引をいいます。

１．異動した株主の概要

（１）名称	MP-2605株式会社	
（２）所在地	東京都港区虎ノ門二丁目６番１号	
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役　野田　亨	
（４）事業内容	１．経営コンサルティング業務 ２．有価証券の取得、保有及び売買 ３．前各号に付帯関連する一切の業務	
（５）資本金	50,000円　（2026年３月24日現在）	
（６）設立年月日	2026年２月10日	
（７）大株主及び持株比率	MP-2604株式会社　100％	
（８）当社と公開買付者の関係		
	資本関係	公開買付者と当社との間には記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である野田亨氏（以下「野田氏」といいます。）は、本野田氏保有譲渡制限付株式（注１）として所有する92,465株及び当社の役員持株会を通じて間接的に所有する24,655株をあわせて当社株式を117,120株（所有割合（注２）：0.13％）所有しています。
	人的関係	当社の代表取締役社長CEOである野田氏が公開買付者の代表取締役を兼務しています。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（注１）「本野田氏保有譲渡制限付株式」とは、2026年４月９日付で野田氏が所有する、譲渡制限付株式報酬として野田氏に付与された当社の譲渡制限付株式92,465株をいいます。

（注２）「所有割合」とは、当社が2026年４月15日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年３月31日現在の当社の発行済株式総数（94,741,793株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（4,191,169株）を控除した株式数（90,550,624株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

２．異動が生じた経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式48,373,328株の応募があり、本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限（26,115,700株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、2026年５月18日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50％超となったため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。

（資金の借入れ及び借入金の返済）

当社は、2026年５月13日開催の取締役会において、当社の親会社であるMP-2605株式会社との間で極度貸付契約を締結し、資金の借入れを実行すること、及び当該資金をもって既存の借入金の返済を行うことを決議しました。

１．資金の借入れの概要

当社株式を非公開化するための取引の一環として、既存借入金の返済、及び運転資金の確保を目的として、以下のとおり借入れを行いました。

⑴	借入先	MP-2605株式会社
⑵	借入金額	190億円（を極度額とする極度貸付契約）
⑶	借入金利	固定金利（円TIBOR＋スプレッド）
⑷	借入実行日	第１回：2026年５月18日、第２回：2026年５月19日
⑸	資金の使途	借入金の返済（148億円）及び運転資金への充当（42億円）
⑹	返済期日	2026年12月31日（期限前返済可）
⑺	返済方法	期日一括返済
⑻	担保の有無	無担保

２．借入金の返済の概要

上記資金を原資として、国内金融機関からの既存借入金を返済しました。

⑴	返済先	国内金融機関７社
⑵	返済金額	148億円
⑶	返済実施日	2026年５月18日

10. その他の注記

（減損損失）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　途	種　類	減損損失（百万円）
関東地区	医療エリア　（1ヶ所）	無形固定資産その他	0
	介護事業所　（12ヶ所）	建物及び構築物 リース資産 有形固定資産その他 無形固定資産その他	32
	保育施設　（8ヶ所）	建物及び構築物 有形固定資産その他	12
	介護事業	のれん	336
関西地区	介護事業所　（9ヶ所）	建物及び構築物 有形固定資産その他 リース資産	119
	介護事業	のれん	249

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、医療エリア、介護事業所及び保育施設を基本単位としてグルーピングを行っています。ただし、事業の用に直接供していない遊休資産については、個別物件単位にグルーピングを行っています。

上記のれんを含む資産グループについては、収益性が低下した状態が続いており、当連結会計年度において投資の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は使用価値（割引率（税引前）7.2%）と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しています。

減損損失の内訳は、建物及び構築物65百万円、リース資産89百万円、有形固定資産その他９百万円、のれん585百万円、無形固定資産その他1百万円です。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	27,543
現金及び預金	9,890
売掛金	11,522
貯蔵品	109
前払費用	1,358
短期貸付金	3,993
その他	683
貸倒引当金	△14
固定資産	34,671
有形固定資産	7,463
建物	4,521
工具、器具及び備品	249
土地	1,283
リース資産	1,361
その他	46
無形固定資産	4,231
のれん	3,085
ソフトウエア	1,109
その他	36
投資その他の資産	22,976
関係会社株式	17,187
繰延税金資産	2,655
敷金及び保証金	1,606
その他	1,553
貸倒引当金	△26
資産合計	62,215

科目	金額
負債の部	
流動負債	28,268
１年内返済予定の長期借入金	4,782
未払金	8,224
未払法人税等	1,306
未払消費税等	1,302
契約負債	822
預り金	9,100
賞与引当金	2,163
役員賞与引当金	28
その他	537
固定負債	17,337
長期借入金	10,377
リース債務	2,274
損害賠償損失引当金	294
退職給付引当金	1,997
その他の引当金	26
資産除去債務	1,216
その他	1,152
負債合計	45,606
純資産の部	
株主資本	16,609
資本金	686
資本剰余金	6,123
資本準備金	414
その他資本剰余金	5,709
利益剰余金	12,301
利益準備金	487
その他利益剰余金	11,813
特別積立金	26
繰越利益剰余金	11,787
自己株式	△2,502
純資産合計	16,609
負債純資産合計	62,215

損益計算書

（2025年４月１日から 2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		113,688
売上原価		95,565
売上総利益		18,122
販売費及び一般管理費		12,342
営業利益		5,779
営業外収益		
受取利息	63	
受取手数料	29	
補助金収入	110	
物品受贈益	32	
その他	57	293
営業外費用		
支払利息	275	
投資有価証券評価損	84	
その他	194	554
経常利益		5,519
特別利益		
投資有価証券償還益	309	309
特別損失		
減損損失	719	
公開買付関連費用	397	1,117
税引前当期純利益		4,711
法人税、住民税及び事業税	1,649	
法人税等調整額	△19	1,630
当期純利益		3,081

株主資本等変動計算書

(2025年４月１日から
2026年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						特別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	686	414	5,720	6,135	487	26	10,638	11,153	△1,444	16,530
当期変動額										
剰余金の配当							△1,932	△1,932		△1,932
当期純利益							3,081	3,081		3,081
自己株式の取得									△1,099	△1,099
自己株式の処分			△11	△11					42	30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	△11	△11	－	－	1,148	1,148	△1,057	79
当期末残高	686	414	5,709	6,123	487	26	11,787	12,301	△2,502	16,609

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	5	16,535
当期変動額		
剰余金の配当		△1,932
当期純利益		3,081
自己株式の取得		△1,099
自己株式の処分		30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5	△5
当期変動額合計	△5	73
当期末残高	－	16,609

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
・その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物　３年～50年 工具、器具及び備品　３年～20年
②　無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法

③　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
②　賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。
③　役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。
④　退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。 過去勤務費用は、発生した事業年度において全額費用処理しています。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
⑤　損害賠償損失引当金	損害賠償金等の支払いに備えるため、将来に発生しうる損失の見積額を計上しています。

⑷　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

イ．医療事業

医療事業においては、医療事務関連業務、医事周辺業務、病院経営支援業務等のサービス提供を、業務受託契約又は人材派遣契約によって行っています。

業務受託契約においては、通常、契約期間にわたり受託業務のサービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該期間において収益を認識しています。

人材派遣契約においては、通常、契約期間にわたり労働者を供給することで履行義務が充足されるため、当該期間において収益を認識しています。

ロ．介護事業及びこども事業

介護事業においては、通所介護（デイサービス）や訪問介護（ホームヘルプサービス）等の在宅介護サービスを核に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、居宅介護支援、短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）、都市型軽費老人ホーム（ケアハウス）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の、またこども事業においては、認可保育所を中心に、認証保育所、病後児保育室等の、多様な介護・保育サービス提供を行っています。

これらの契約については、通常、各種介護・保育サービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該時点において収益を認識しています。

なお、医療事業、介護事業及びこども事業のいずれにおいても、約束された対価は履行義務の充足時点から通常１年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。また、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

⑸　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

②　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個々の投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、計上後20年以内の期間で均等償却しています。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

従来、「販売費及び一般管理費」及び「営業外収益」として表示していたグループ会社からの業務受託等に係る収益及び費用は、介護事業及びこども事業におけるシェアードサービスの導入に伴い金額的重要性が増したため、当事業年度より「売上高」及び「売上原価」に含めて表示する方法に変更しています。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

⑴　固定資産の減損損失の計上

①　当事業年度の計算書類に計上した金額

イ．減損損失

（単位：百万円）

	当事業年度
建物	46
工具、器具及び備品	6
リース資産	80
有形固定資産その他	1
のれん	585
計	719

ロ．セグメント別減損損失

（単位：百万円）

	当事業年度
医療事業	－
介護事業	713
こども事業	6
その他	－
計	719

ハ．セグメント別有形固定資産及び無形固定資産の残高

（単位：百万円）

	当事業年度
医療事業	1,231
介護事業	7,371
こども事業	3,092
その他	－
計	11,694

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表　2．会計上の見積りに関する注記　(1)固定資産の減損損失の計上　②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一です。

⑵ 損害賠償損失引当金の計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額　294百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表　2．会計上の見積りに関する注記　(2)損害賠償損失引当金の計上　②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一です。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　9,263百万円

⑵　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

短期金銭債権	4,161百万円
長期金銭債権	166百万円
短期金銭債務	8,955百万円

⑶　当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額	13,300百万円
借入実行残高	ー百万円
差引額	13,300百万円

5．損益計算書に関する注記

⑴　関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	594百万円
仕入高	22百万円
販売費及び一般管理費	479百万円
営業取引以外の取引高	129百万円

⑵　売上原価

介護人材確保・職場環境改善等事業及び東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業等に係る補助金406百万円を売上原価から控除しています。

⑶　特別損失

（公開買付関連費用）

当社が2026年３月24日の取締役会において賛同意見を表明する決議を行った、MBOに伴うアドバイザリー費用等です。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	4,191,169株

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額（土地を除く減損損失を含む）	847百万円
賞与引当金	682百万円
退職給付引当金	629百万円
資産除去債務	383百万円
未払事業税及び事業所税	166百万円
関係会社株式等	142百万円
未払法定福利費	110百万円
損害賠償損失引当金	92百万円
入居一時金	69百万円
リース債務	47百万円
減損損失（土地）	45百万円
資産調整勘定	31百万円
未払金	29百万円
貸倒引当金	12百万円
その他	43百万円
繰延税金資産小計	3,332百万円
評価性引当額	△212百万円
繰延税金資産合計	3,120百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△362百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△100百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△465百万円
繰延税金資産の純額	2,655百万円

８．リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑴　事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
建　　物	323	204	119

⑵　事業年度の末日における未経過リース料相当額

１年内	12百万円
１年超	232百万円
合計	245百万円

⑶　上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項

①　支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	47百万円
減価償却費相当額	11百万円
支払利息相当額	36百万円

②　減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

③　利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ベストケア㈱	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	－	預り金	3,644
子会社	なごやかケアリンク㈱	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	－	短期貸付金	1,158
子会社	㈱恵の会	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	－	預り金	833
子会社	㈲恵の会	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	－	預り金	873
子会社	㈱日本エルダリーケアサービス	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	－	預り金	1,455
子会社	㈱ファイブシーズヘルスケア	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	－	短期貸付金	1,018
子会社	㈱プラス	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	－	預り金	1,015
子会社	㈱メディカルライフケア	所有 直接100%	資金の貸借	CMSによる資金取引(注)	－	短期貸付金	799

（注）当社は、グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的としたキャッシュマネジメントサービスの基本契約に基づくCMS（キャッシュマネジメントシステム）を利用しています。そのため、短期貸付金または預り金の残高は日々変動しています。これにより取引金額は記載せずに期末残高のみを記載しています。なお、資金の貸借にあたっては、市場金利を参考にして金利を合理的に決定しています。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

11. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たりの純資産額	183円43銭
⑵ 1株当たりの当期純利益	33円63銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(公開買付けの終了及び親会社の異動)

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(資金の借入れ及び借入金の返済)

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(共通支配下の取引等)

当社は2026年4月1日を効力発生日とする会社分割により、当社のこども事業を当社の100%子会社である株式会社ソラスト・キッズ・ネクストへ承継しました。

⑴取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称　　こども事業

事業の内容　　認可保育所、認証保育所等の運営

② 企業結合日

2026年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、株式会社ソラスト・キッズ・ネクストを吸収分割承継会社とする簡易吸収分割です。

④ 結合後企業の名称

株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト

⑤ その他取引の概要に関する事項

近年、少子化の進行や保育ニーズの多様化、保育士の人材確保・定着といった課題が顕在化する中、こども事業を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化に柔軟かつ迅速に対応し、地域や保護者からの期待に応え続けるためには、こども事業がより自律的に意思決定を行い、現場に即した施策をスピーディーに実行できる体制の構築が不可欠であると判断し、本吸収分割を行いまいた。

⑵実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

13. その他の注記

（減損損失）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　途	種　類	減損損失（百万円）
関東地区	介護事業所　（６ヶ所）	建物 工具、器具及び備品	8
	保育施設　（４ヶ所）	建物 工具、器具及び備品 有形固定資産その他	6
	介護事業	のれん	336
関西地区	介護事業所　（７ヶ所）	建物 工具、器具及び備品 リース資産	118
	介護事業	のれん	249

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、医療エリア、介護事業所及び保育施設を基本単位としてグルーピングを行っています。ただし、事業の用に直接供していない遊休資産については、個別物件単位にグルーピングを行っています。

上記のれんを含む資産グループについては、収益性が低下した状態が続いており、当事業年度において投資の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は使用価値（割引率（税引前）7.2%）と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しています。

減損損失の内訳は、建物46百万円、工具、器具及び備品６百万円、リース資産80百万円、有形固定資産その他１百万円、のれん585百万円です。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2026年５月22日

株式会社ソラスト
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井　仁子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西垣内　琢也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ソラストの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソラスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、MP-2605株式会社が2026年３月25日から実施していた会社の普通株式に対する公開買付けは2026年５月11日に終了し、同社が2026年５月18日付で会社の親会社になっている。

２．連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2026年５月13日開催の取締役会において、親会社であるMP-2605株式会社との間で極度貸付契約を締結し、資金の借入れを実行すること、及び当該資金をもって既存の借入金の返済を行うことを決議し、2026年５月18日に実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2026年５月22日

株式会社ソラスト
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　今井　仁子
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西垣内　琢也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ソラストの2025年４月１日から2026年３月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

１．個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、MP-2605株式会社が2026年３月25日から実施していた会社の普通株式に対する公開買付けは2026年５月11日に終了し、同社が2026年５月18日付で会社の親会社になっている。

２．個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2026年５月13日開催の取締役会において、親会社であるMP-2605株式会社との間で極度貸付契約を締結し、資金の借入れを実行すること、及び当該資金をもって既存の借入金の返済を行うことを決議し、2026年５月18日に実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月22日

株式会社ソラスト　監査役会
常勤監査役　西野政巳　㊞
社外監査役　横手宏典　㊞
社外監査役　福島かなえ　㊞

以　上

第58回定時株主総会 会場のご案内

【会　場】品川グランドセントラルタワー ３階「ザ・グランドホール」
東京都港区港南2-16-4

【交　通】JR 「品川駅」 東口(港南口)　徒歩約5分
京浜急行 「品川駅」　徒歩約8分

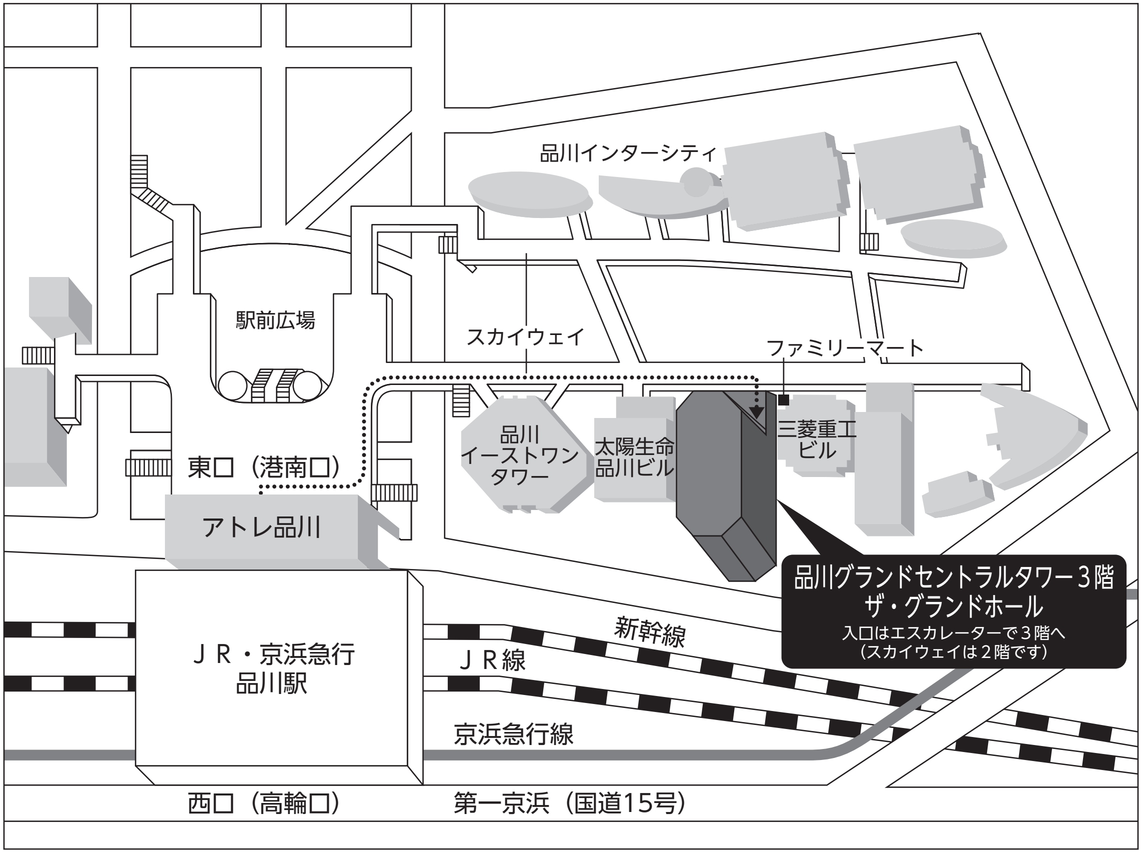

ご案内
港南口右手スカイウェイ（２階）経由で品川グランドセントラルタワーにお入りいただき、エスカレーターで３階までお越しください。

VEGETABLE OIL INK
FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080